

事務連絡
令和5年6月5日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査について【協力依頼】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課から、公正取引委員会が実施する、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査についての協力依頼がありましたのでお知らせします。

関係団体各位

標記件につきまして、公正取引委員会より、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査について、情報提供がありましたのでご連絡させていただきます。

公正取引委員会は、昨年12月27日に公表した「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の結果」等を踏まえ、令和5年度において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているか等を把握するための更なる調査として特別調査を実施することとし、昨日（5月30日）、11万名を超える事業者に対して調査票を発送したとのことです。

今回の書面調査においては、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対して重点的に調査票を発送するとともに、令和4年の緊急調査において注意喚起文書を送付した事業者へ調査票を発送し、その後の取組状況を確認するとしていますが、調査票が届いていない事業者であっても調査に参加することができるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設し、事業者の皆様からの積極的な情報提供を呼びかけております（調査票の提出期限：本年6月21日迄）。

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、必要に応じて発注者向けの書面調査を実施するとともに、発注事業者と受注事業者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施し、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとしてまいります。

また、令和5年内を目途に調査結果を取りまとめるとのことです。

このため、価格転嫁の協議が適切に行われていない等でお困りの事業者等において、今回の調査の機会を積極的にご活用いただけるように、貴団体におかれましては、御多忙中のところ恐れ入りますが、このことについて会員の皆様へ御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【プレスリリース】

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて（令和5年5月30日）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530_tokubetsu/

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ（調査票提出期限：令和5年6月21日）

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

【参考】

昨年実施された独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果（令和4年12月27日公表）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakikka.html